

平成28年度産学官連携支援事業委託事業  
「産学官連携リスクマネジメントモデル事業  
(技術流出防止マネジメント)」

## 委託業務成果報告書

平成29年3月31日

三重大学

本報告書は、文部科学省の平成28年度産学官連携支援事業委託事業による委託業務として、国立大学法人三重大学が実施した平成28年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」の成果を取りまとめたものです。

# 目 次

1. 三重大学の基本情報	・・・	3
2. モデル構築・実施について	・・・	5
2-1. モデル構築の基となった大学のビジョン	・・・	5
2-2. モデルの構築に当たって注意した点	・・・	5
2-3. 構築したルール	・・・	6
2-4. 構築した体制	・・・	6
2-5. 構築したシステム	・・・	8
2-6. モデルにより運用された件数	・・・	11
2-7. 学生等の扱い	・・・	12
2-8. 把握した事例、情報	・・・	13
2-9. 5つの方向性への対応	・・・	13
3. モデルの改善について	・・・	15
3-1. 得られた知見、提言	・・・	15
3-2. 実践して得られた課題および今後に向けた改善点	・・・	15
4. モデルの普及について	・・・	16
4-1. モデルの普及のための取組み状況	・・・	16
4-2. 普及活動により得られた課題、知見、ノウハウ	・・・	16

## 1. 三重大学の基本情報

三重大学（以下、「本学」という）は、事業開始時（平成28年4月1日）において、図1に示す部局構成図のように、5学部（人文学部、教育学部、医学部、工学部、生物資源学部）、6研究科（人文社会学研究科、教育学研究科、医学系研究科、工学研究科、生物資源学研究科、地域イノベーション学研究科）、教養教育機構、学内共同教育研究施設（社会連携研究センター、生命科学支援センター、国際交流センター、総合情報処理センター、高等教育創造開発センター、学生総合支援センター、国際環境教育研究センター等）から構成されていた三重県内唯一の国立総合大学である。また、医学部附属病院、教育学部附属教職支援センター、教育学部附属学校園、生物資源学研究科附属教育研究施設といった附属施設も擁している。

各部局別の構成員数（平成28年5月1日現在）を表1に示す。

表1 部局別構成員数

	教授	准教授	講師	助教	小計	職員
教養教育機構	11人	3人	2人		16人	
人文学部	37人	28人		1人	66人	7人
教育学部	52人	27人	7人		86人	17人
大学院医学系研究科	46人	33人	17人	53人	149人	8人
医学部			1人	11人	12人	
医学部附属病院	7人	14人	49人	113人	183人	724人
大学院工学研究科	44人	43人	2人	19人	108人	33人
大学院生物資源学研究科	51人	43人	2人	13人	109人	48人
大学院地域イノベーション学研究科	5人	1人		1人	7人	2人
学内共同教育研究施設	6人	12人	4人	10人	32人	11人
事務局等						186人
合計	260人	204人	84人	221人	777人	1036人

# 三重大学

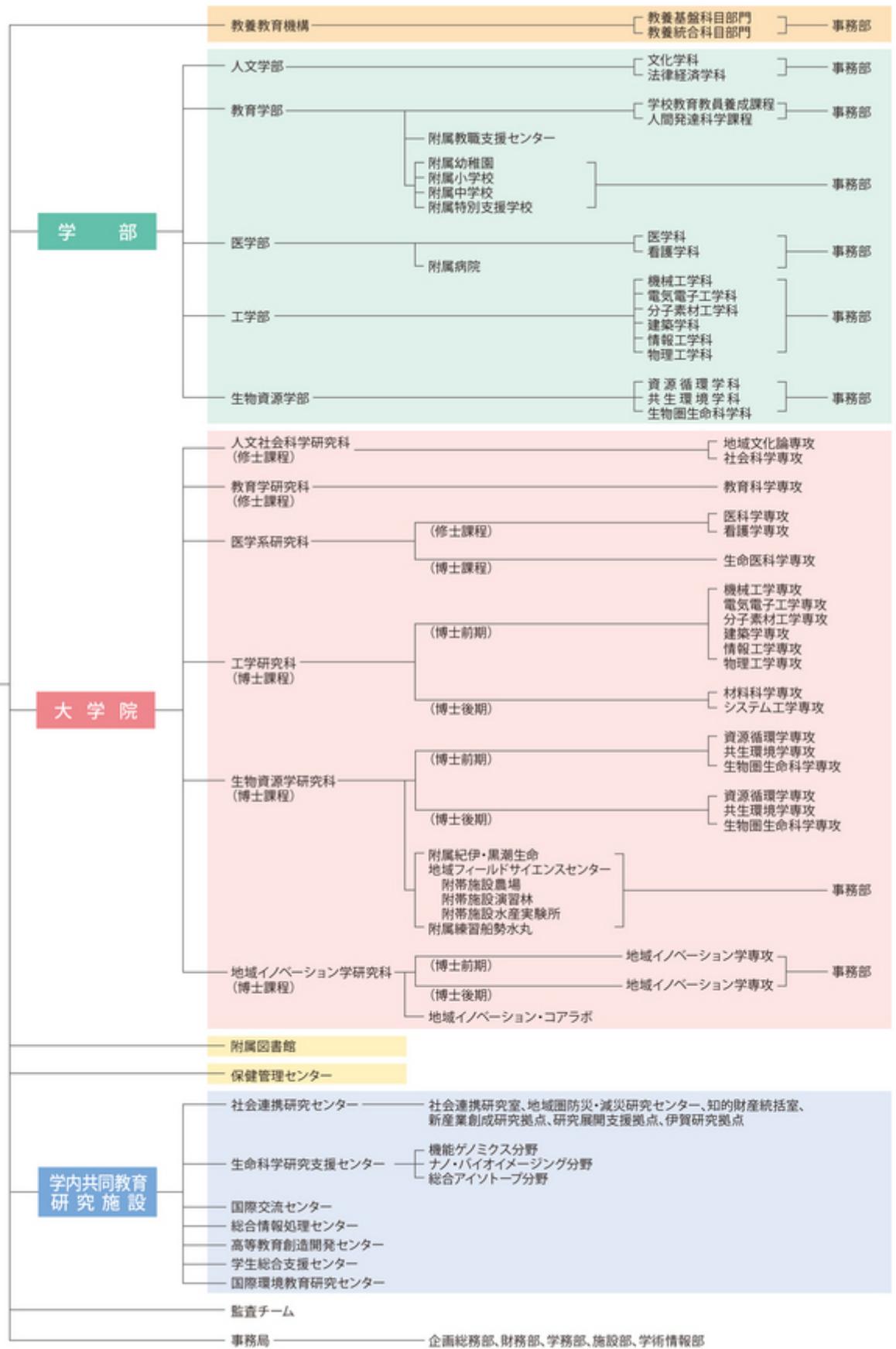


図 1 部局構成図

## 2. モデル構築・実施について

### 2-1. モデル構築の基となった大学のビジョン

本学は、「地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。」ことを基本的な目標としている。その上で、教育、研究、社会貢献、情報化、国際化、組織の6項目について基本理念を掲げており、そのうち「社会貢献」については「教育と研究を通じて地域作りや地域発展に寄与するとともに、地域社会との双方向の連携を推進する。」ことを目的としている。この目的を達成するために、「地域が抱える根源的な課題を自治体、産業界と共に解決する知の拠点」として、

- ・大学院地域イノベーション学研究科（産業界・自治体と連携した人材育成と技術開発に特化した大学院、平成21年度設置）
- ・地域イノベーション推進機構（三重大学の産学連携活動の企画・運営、知財管理を行うとともに、先端科学技術の支援を行う中核機関、平成28年11月1日に社会連携研究センターと生命科学研究支援センターを統合・改組）

等の学内組織を設置し、地域の課題解決のための政策提言と政策実現のための施策（地域活性化プロジェクト）を本学が総力を挙げて取り組む仕組み（地域課題解決の三重方式）を作り上げ、推進している。

また、本学における知的財産・知的財産に係る活動の意義・目的を「教員の研究の活性化に資すること」と捉えており、そのために知的財産（特許、営業秘密を含む）を核にした産業界との連携、共同研究等の実施を推進している。

上記取組の成果として、「同一県内中小企業との共同研究件数：全国3位」「特許権実施等収入：全国9位」「研究者1人当たりの特許権実施等収入額：全国7位」（出典・平成27年度大学等における産学連携等実施状況について（文部科学省））という実績が得られている。

この特長を活かし、地域中小企業との連携においても運用できる産学官連携リスクマネジメントモデルを構築することが本学の使命と考える。

### 2-2. モデルの構築に当たって注意した点

本学は、平成28年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」に採択された大学の中で唯一の地域圏中規模大学であるため、全国の大学の大半を占める地域圏中規模大学のモデル大学となり、「地域圏中規模国立大学が導入可能なモデル」を構築する必要がある。地域圏中規模大学が抱える課題の一つとして、リスクマネジメントも含めた産学官連携活動全般にかかる予算や人員が潤沢でないということが挙げられる。従って、コンパクトな設計で必要なマネジメントを確実にを行い、最大の効果を発揮するというモデルを構築する必要がある。

リスクマネジメントモデルの構築にあたってはまず現状を把握し、現状に即したシンプルな体制とし、適切なルール・運用体制となるよう注意した。

## 2-3. 構築したルール

- 1) 「国立大学法人三重大学産学官連携における秘密情報管理ポリシー（案）」および「国立大学法人三重大学産学官連携における秘密情報管理規程（案）」を作成した。現在、学内調整を行っており、平成29年度早期の施行を予定している。
- 2) 本学における秘密情報のうち、産学官連携に係る秘密情報すべてを管理対象とし、情報の重要度に応じて「機密」「厳秘」「秘」という濃淡の区分を設けた上で、それぞれの区分に対して具体的な管理基準・方法（参考資料1-1, 1-2）を定めた。

## 2-4. 構築した体制

産学官連携リスクマネジメントに係る地域圏大学の特長として、学長等のリーダーシップの下でのマネジメントが容易、学長等とマネジメントの場が非常に近い、教員とマネジメント人材が一体となった活動が可能、といったことが挙げられる。これらの特長を活かして構築したマネジメントモデルを図2に示す。

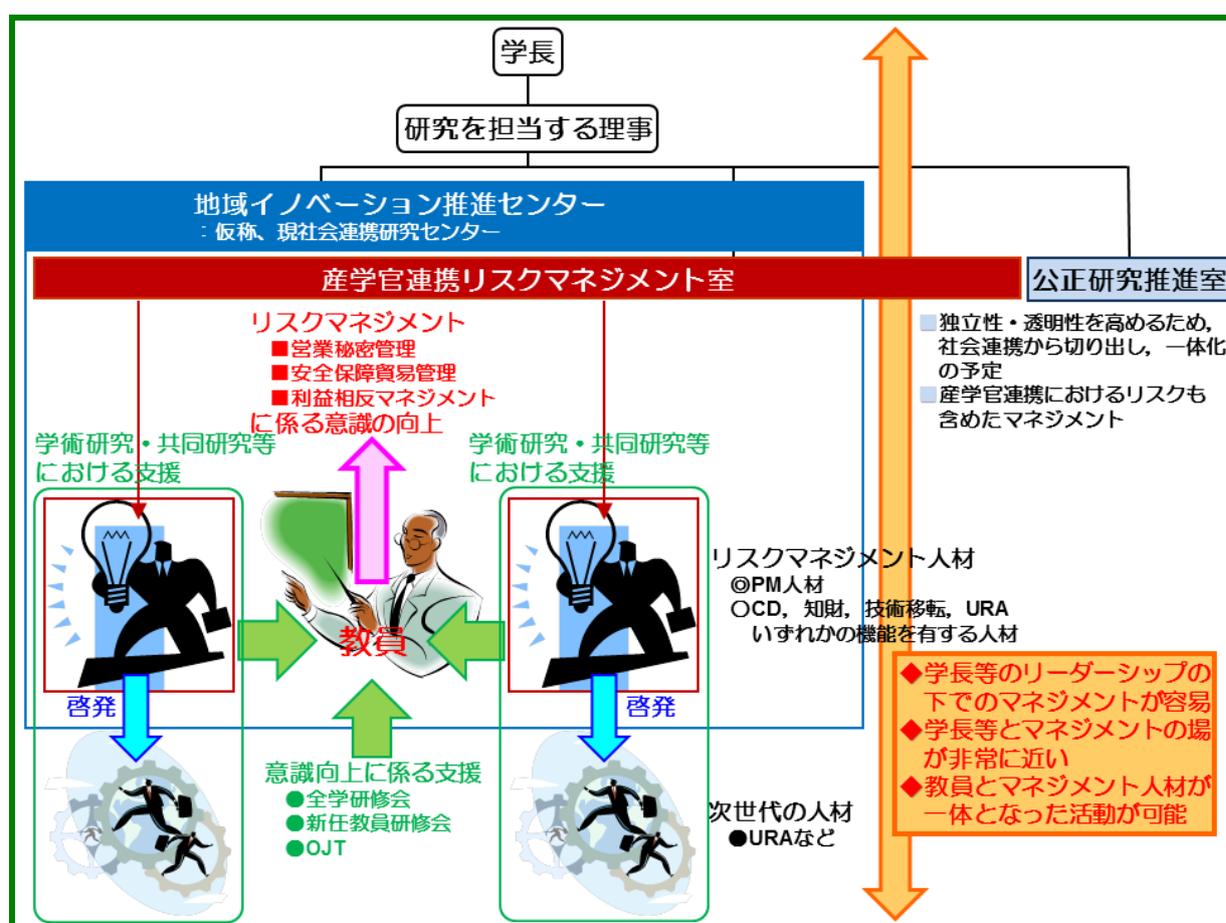


図2 構築したマネジメントモデル

この体制では、全学研修会、新任教員研修会、OJTを通じて教員のリスクマネジメント（秘密情報管理、安全保障貿易管理、利益相反マネジメント）に係る意識を底上げしつつ、リスクマネジメント人材が学術研究・共同研究等において各々の教員を側面からサポートすることで、教員全体の意識を向上させていくことを実現した。言い換えると、この教員の意識向上は、教員が遵守すべきベースラインを設定し向上させることである。また、同時にリスクマネジメント人材がURA等の次世代の人材を啓発・育成することで、将来にわたって持続的に運用できる体制とした。

具体的なマネジメント内容は、次の通りである。

・教員を以下の①～③に分類する。

①企業との連携を活発に行っている教員（企業との連携数が10件を超える教員）

②これから産学官連携を活発に行おうとする教員（企業との連携数が10件以下の教員）

③これから産学官連携を行おうとする教員

・①の教員を対象としてこれまでに実施してきた適切なマネジメント手法（すなわち、該当する教員と密に連携を取る、秘密保持契約（NDA）の活用（共同研究等テーマ・内容の絞り込み）、秘密保持の徹底、特許等に加えノウハウの活用、学生への指導の徹底等）を、②、③の教員に展開する。

全学的な組織整備としては、平成27年度に社会連携研究センター内にバーチャルな部署として設置されていた「産学官連携リスクマネジメント室（以下「リスクマネジメント室」という）」を、平成28年11月1日の地域イノベーション推進機構の発足に合わせ、独立した専門部署とした。リスクマネジメント室は、研究を担当する副学長を室長、知的財産統括室長を副室長とし、本事業で取り組む「技術流出防止マネジメント」、すなわち秘密情報管理と安全保障貿易管理の他、利益相反マネジメント、生物多様性条約対応も含めた一元的なマネジメントを行い、知的財産統括室副室長を本事業の担当者とし、本事業の経費で雇用した研究員1名、事務補佐員1名とともに実務を遂行した。また、1～2週間に1回程度リスクマネジメント室拡大室会議（リスクマネジメント室構成員に加えて研究支援チーム、社会連携チームも参画した会議）を開催し、管理・運営・企画に係る協議および情報共有を行った。

本事業で構築したマネジメント体制図を図3に示す。

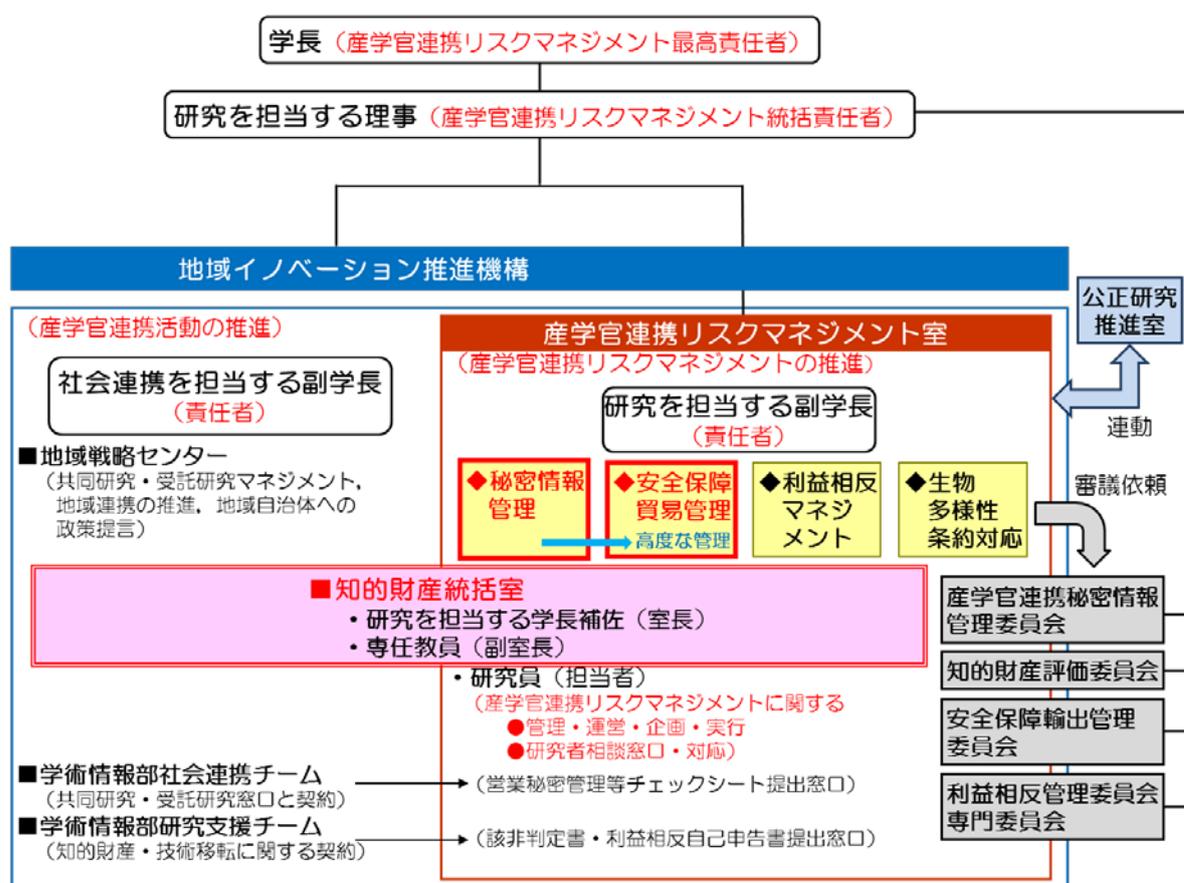


図3 構築したマネジメント体制

さらに、本事業の推進においては、「地域イノベーション推進機構」、「リスクマネジメント室」それぞれに、産学官連携の推進と産学官連携リスクマネジメントに豊富な知識と経験を有する外部評価委員（それぞれ3名）を置き、両組織の活動の客観的な評価を受けた。そして、その評価結果を外部評価委員が評価会議において学長および研究を担当する理事に定期的に報告し、評価会議での審議結果に基づいて両組織に対して意見・指導を実施した。この体制により、客観的な評価に基づく学長・経営層の判断・方針の下、本学の産学官連携活動・リスクマネジメント活動を推進した。

なお、事業の推進には、本事業の経費に加え、本学の予算を活用した。

## 2-5. 構築したシステム

秘密情報管理と安全保障貿易管理の対象には共通する部分が多いので、両者を「技術流出防止マネジメント」という大枠で捉えた、総合的なマネジメントを行うシステムを構築した。

以下で、秘密情報管理と安全保障貿易管理のそれぞれについて、本学が構築した具体的なシステムを説明する。

### 1) 秘密情報管理

- ① 知的財産の届出時および企業等からの共同研究・受託研究申込時に、本学の担当研究者に対して「自己が保有する営業秘密の有無」「他者との特許共同出願・共有特許の有無」「他者から提供された秘密情報の有無」「他者から提供された研究用試料の有無」「転入に伴

って他機関から持ち込まれた営業秘密の有無」等に関するチェックシートの提出を義務づける。

- ②共同研究・受託研究の実施過程においても、担当研究者に対して定期的にチェックシートに基づく確認を実践する。
- ③このチェックシートに基づいて、状況をモニタリングし、適切なマネジメントを実施する。
- ④研究を申し込む企業等に対しても当該共同研究に供する「自社の営業秘密の有無」「自社の特許の有無」「自社の研究用試料の有無」等に関するチェックシートの提出を求める。
- ⑤地域の中小企業における経営を支援することも地域圏大学に与えられた重要な使命である。研究を申し込む企業等が県内企業、特に中小企業であった場合、当該企業においても秘密情報管理等の体制が未構築であることが多いと考えられるため、当該企業に対しても啓発を行う。

本事業で構築したモニタリング体制を図4に示す。

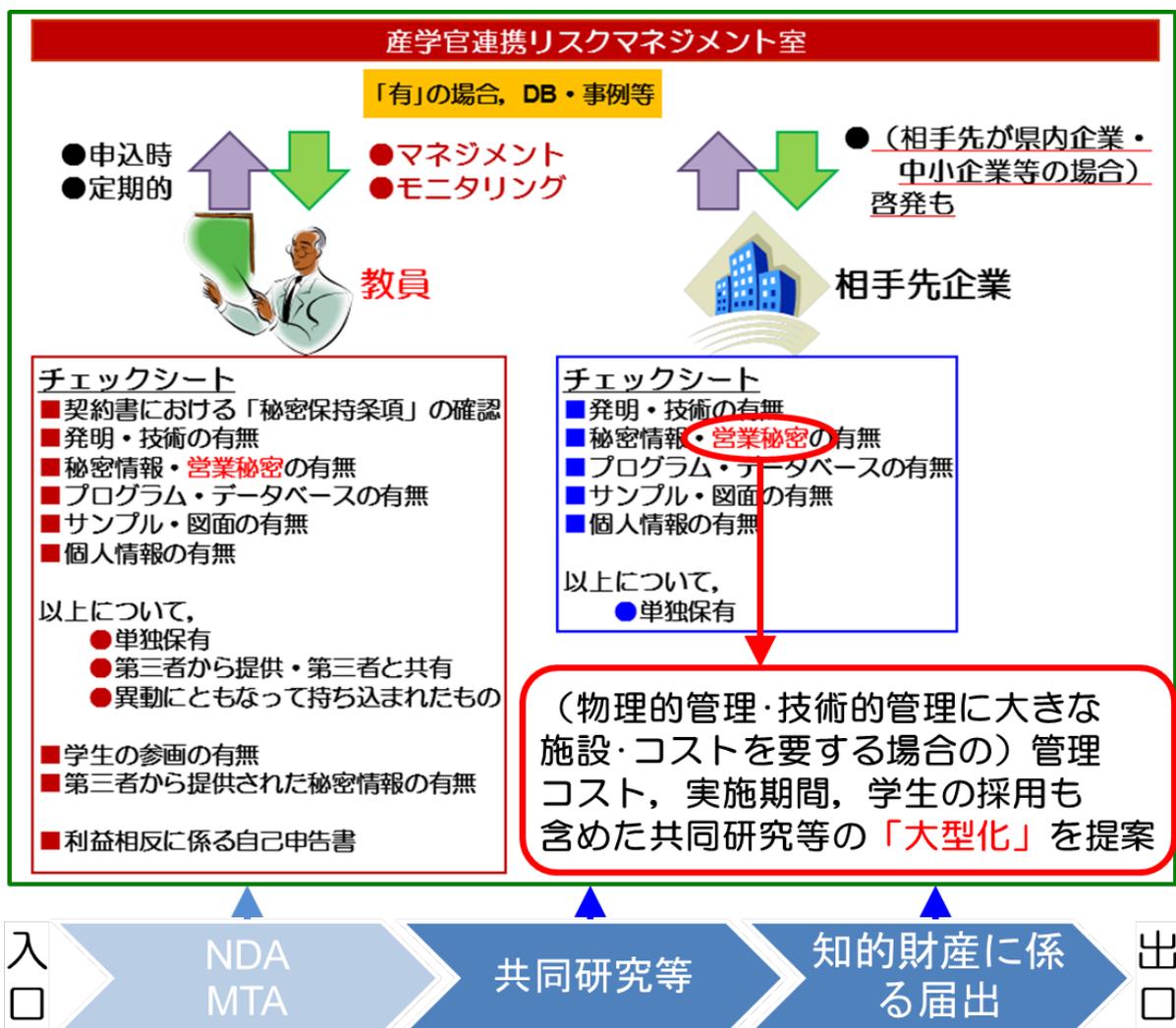


図4 構築したモニタリング体制

このモニタリング体制を用いた業務フローを図5に示す。

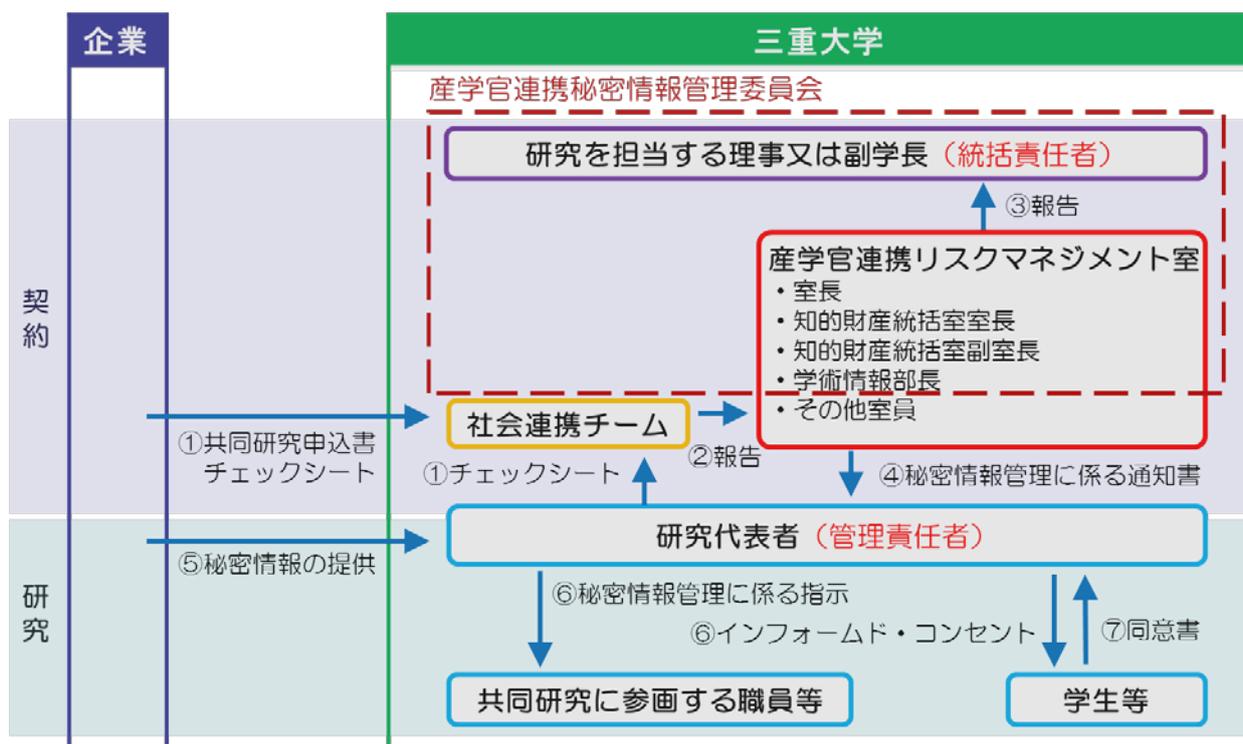


図5 秘密情報管理に係る業務フロー

図5の①～⑦の詳細は、以下の通りである。

- ① 学術情報部社会連携チームに、共同研究を希望する企業が共同研究申込書とともに秘密情報等管理に係るチェックシート（参考資料2-1）を提出する。同時に、大学側の担当教員もリスクマネジメント（利益相反、秘密情報管理）に関わるチェックシート（参考資料3）を提出する。チェックシートは研究開始前だけでなく、研究期間中であっても回答内容に変更があった場合は随時提出させている。また、研究者が大学に対して知的財産に係る届出を行う際にも同様のチェックシートの提出を義務付けている。
- ② 社会連携チームは、チェックシートが提出された旨をリスクマネジメント室に報告し、当該チェックシートを転送する。
- ③ リスクマネジメント室は、チェックシートを保管し、データとして管理するとともに、統括責任者に報告する。
- ④ リスクマネジメント室は、研究代表者に統括責任者名の「秘密情報管理に係る通知書」（参考資料2-2）を配付する。
- ⑤ 研究代表者が秘密情報の「管理責任者」となった上で、相手先企業から秘密情報の提供を受ける。
- ⑥ 管理責任者は、当該共同研究に参画しようとする他の職員等に対して秘密情報管理に係る指示を、学生に対しては確認書の書式（参考資料4）を用いてインフォームド・コンセントを実施する。
- ⑦ 学生は、インフォームド・コンセントの結果、共同研究に参画することを選択すれば、⑥の確認書の様式に署名・押印する。

## 2) 安全保障貿易管理

- ① 本学の教職員が図6の下部に示す行為を実施しようとするときには、それぞれに対応したチェックシートと該非判定書・取引審査票を所属部局に提出する。
- ② 上記チェックシートの冒頭には、輸出管理だけではなく秘密情報管理に係るチェック項目も設けており、輸出・提供しようとする物品・技術が秘密情報管理の対象である場合は、

リスクマネジメント室において適切なマネジメントを行う。秘密情報管理上問題ない場合は、③以降の手続きに進む。

- ③部局の輸出管理責任者は、提出された該非判定書・取引審査票に基づいて審査を実施する。
- ④その結果、規制に該当すると判断された場合、あるいは該当するか否かが不明であったり疑義がある場合には、全学の輸出管理責任者（該非確認責任者）が再度の審査を実施して判定を下す。
- ⑤許可申請が必要となった場合、その申請手続きはリスクマネジメント室が行う。

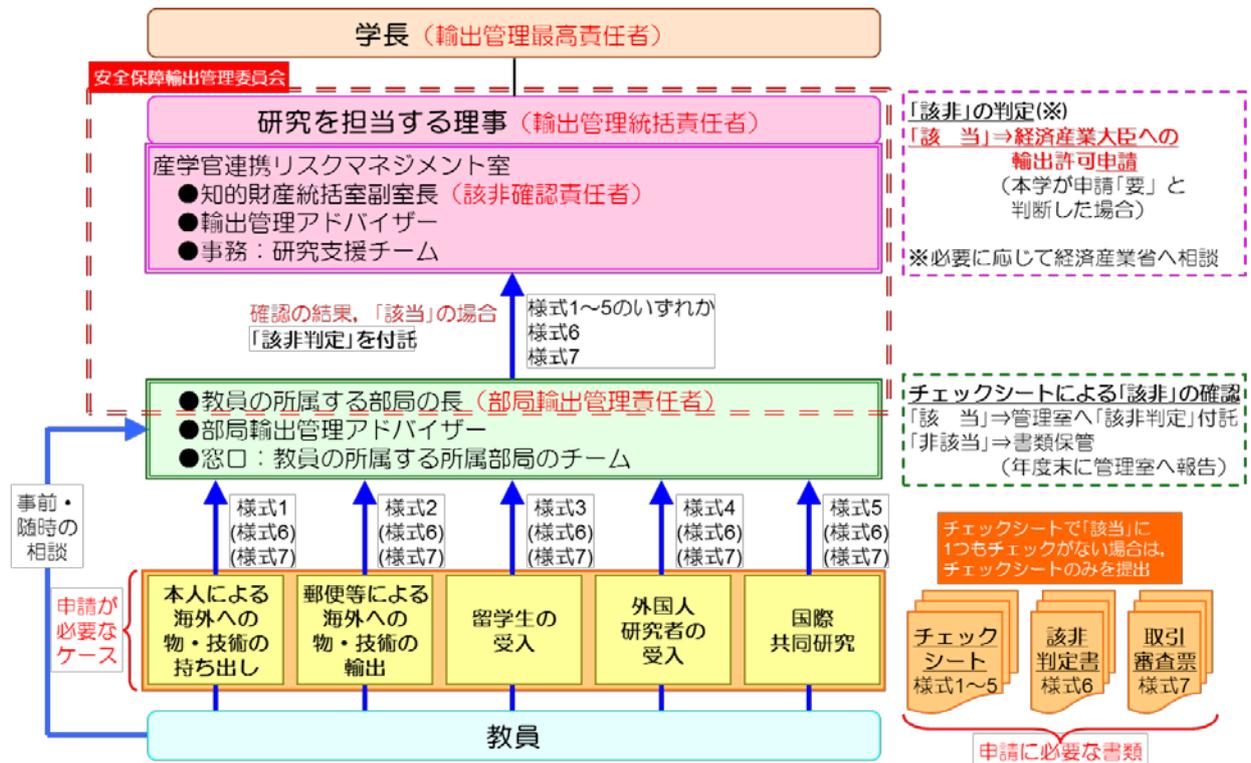


図 6 安全保障貿易管理に係る業務フロー

## 2-6. モデルにより運用された件数

2-5節で述べた秘密情報管理に係るチェックシートは、知的財産の届出に関するものは平成28年6月1日に、共同研究等に関するものは同8月1日に運用を開始した。運用開始日～平成29年3月31日に本学教職員から提出されたチェックシートの件数は以下の通り。

- ①知的財産の届出に関するもの : 57件
- ②共同研究に関するもの : 36件
- ③受託研究に関するもの : 15件

チェックシートを用いたモニタリングの結果、特に機微度の高い情報を扱っていると思われる教職員を対象にヒアリング（意識付け・啓発を含む）を実施した。具体的な技術分野としてはエネルギー・環境、材料、実験動物等があった。

安全保障貿易管理については、2-5節で述べた通り、チェックシートは各部局の輸出管理担当者に提出されることになっており、その中から該非判定・取引審査が必要なものや、各部局での対応が困難なもののみリスクマネジメント室に報告されるというシステムになっている。平成28年度中にリスクマネジメント室に報告されてヒアリングや法的対処をした事例は6件である。具体的な物品・技術の種類としては、半導体、観測機器、制御基板等があった。

## 2-7. 学生等の扱い

近年、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択されている大学をはじめとして、学生がインターンシップとして企業に出向く機会が増加している。共同研究等に学生を積極的に参加させ、産学連携により学生の教育を実施するという国の動きもある。このようなケースでは、研究者や企業の秘密管理意識が高くても、学生から情報の漏えい等が発生するリスクがあるため、学生の教育が大学の社会的責任として重要である。また、秘密管理意識の高い人材を育成し産業界に送り出すということも、教育機関としての大学の重要な使命である。

これらの目的を達成するため、平成28年度よりオリエンテーションや講義における秘密情報管理に関する教育を開始した（図7）。本カリキュラムでは、知財とのかかわりで秘密情報管理を理解させるという教育を、学年、習熟度に応じて実施している。

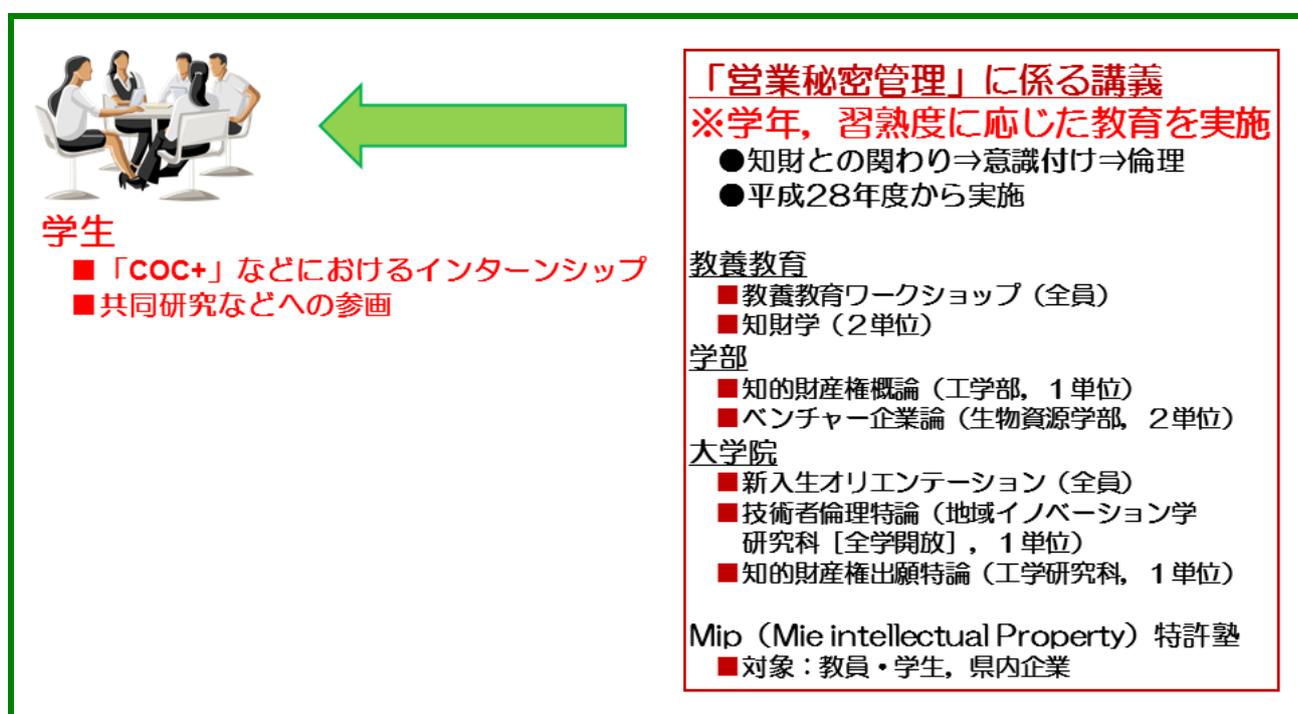


図7 学生教育のカリキュラム

インターンシップに参加する学生の扱いについては、「インターンシップガイド2017」（三重大学キャリア支援センター）の作成にあたり、本学の地域人材教育開発機構と連携して、学生が相手先企業に提出する「誓約書」の文面の一部の改正を行った。

共同研究等に参画する学生の扱いについては、以前より「誓約書」の提出を義務付けていたが、誓約書の提出のみでは学生に一方的にリスクを背負い込ませることになり、不十分と考えられる。そこで、共同研究等に参画することによって負うことになる法的義務やリスクを伝え、その上で参画するかどうかを学生自身に選択させるという体制を構築するため、誓約書を兼ねたインフォームド・コンセントの様式を整備した（参考資料4）。

## 2-8. 把握した事例、情報

秘密情報管理体制強化のための調査として、秘密情報管理に関して企業が大学に求めていることや、本学が作成した秘密情報管理のルール（区分、基準、管理方法含む）の妥当性を把握するために、平成27年度に本学と共同研究等を実施した企業・機関（132機関）を対象に「本学の秘密情報管理体制等に関する企業アンケート」を実施した。本調査に対する回答の分析結果を参考資料5に示すが、その主な傾向は下記の通りである。

- ・大規模企業（300人超）では、秘密情報を濃淡管理しているところが30%以上あるのに対し、中小規模企業（300人以下）では、濃淡管理まで行っている企業は少ない。したがって、中小規模企業は本学が策定する規則を「厳しい」と捉えている。
- ・大規模企業は秘密情報そのものをあまり提供しないが、中小規模企業は提供する代わりにその提供方法を厳しくしており、決して秘密情報管理に関する意識が低いわけではない。
- ・材料系の業種では厳しい秘密情報管理を行っている企業が多く、材料の組成の流出が深刻な問題にもなり得るこの業界の特徴が表れていると推察される。

## 2-9. 5つの方向性への対応

本モデル事業では、以下の5つの方向性への対応が求められていた。すなわち、

- 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築
- 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化
- 研究者等への普及啓発
- リスクマネジメント人材の確保・育成
- 情報把握、情報共有

本事業では、これらの5つの方向性を踏まえ、実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築のために、以下の1)～4)についての対応を行った。

### 1) 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化

- ①産学官連携リスクマネジメントに関する体制の整備として、社会連携研究センター内に研究を担当する副学長を責任者としてバーチャルな部署として設置していた「産学官連携リスクマネジメント室（リスクマネジメント室）」を、平成28年11月1日付で設置された地域イノベーション推進機構内の独立専門部署とした。
- ②「リスクマネジメント室」において、本事業で取り組む「技術流出防止マネジメント」、すなわち秘密情報管理と安全保障貿易管理の他、利益相反マネジメント、生物多様性条約対応も含めた一元的なマネジメントを実施（相談対応窓口としても実施）した。
- ③「地域イノベーション推進機構」、「リスクマネジメント室」それぞれに、産学官連携の推進と産学官連携リスクマネジメントに豊富な知識と経験を有する外部評価委員（それぞれ3名）を置き、両組織の活動を客観的に評価した。
- ④その評価結果を外部評価委員が学長および研究を担当する理事に定期的に報告（評価会議）し、評価会議での審議結果に基づいて両組織に対して意見・指導を実施した。この体制により、客観的評価に基づく学長・経営層の判断・方針の下、本学の産学官連携活動・リスクマネジメント活動を推進した。（外部評価委員会とそれに続く評価会議は、平成28年7月14日、10月17日、平成29年1月12日、3月27日の各4回開催した。）
- ⑤産学官連携における秘密情報管理ポリシーおよび規程案を作成した。現在、学内の最終調整を行っている。

## 2) リスクマネジメント人材の確保・育成

- ①リスクマネジメント室が各研究者への相談対応を行う担当部署となり、日常の産学官連携リスクマネジメントの遂行を通して相談対応に関するノウハウの蓄積と担当人材のスキル向上を行った。
- ②事業担当者が研究員（本事業で雇用）をOJTによって育成した。

## 3) 研究者等への普及啓発

- ①知的財産の届出時（平成28年6月1日運用開始）および共同研究・受託研究の開始時（平成28年8月1日運用開始）に、本学の担当研究者に対してチェックシート（参考資料3）の提出を義務づけた。
- ②共同研究・受託研究の申込時に、相手先企業からのチェックシート（参考資料2-1）の提出を義務付けた。
- ③チェックシートによるモニタリングの結果を受け、特に機微度の高い情報を扱っている教員を対象として（技術分野はエネルギー・環境、材料、実験動物等）、秘密情報管理に関するヒアリング（意識付け・啓発を含む）を実施した。
- ④研究者に対する、「秘密情報管理に係る通知書」のひな形（参考資料2-2）を作成した。
- ⑤学生に対するインフォームド・コンセントの様式（参考資料4）を整備した。
- ⑥安全保障貿易管理体制を再構築した。
  - 部局担当者を対象とした説明会開催（平成28年8月3日）
  - 各部局教授会、留学生支援室、国際交流戦略会議での説明実施（平成28年9、10月）
  - 本格運用開始（平成28年10月）
- ⑦安全保障貿易管理については、半導体、観測機器、制御基板に係る海外法人への試料提供や国外への持出し等という多岐にわたる分野の事案が発生したため、研究者および学生へのOJTの実施とともに法的対処をし、マネジメントを実施した。
- ⑧「平成28年度研究に関する研修会（研究担当理事が主催）」を開催し、秘密情報管理、安全保障貿易管理、生物多様性条約対応について、教員に対して普及啓発を実施した。（平成29年1月16日、1月23日）
- ⑨学生に対する研修・講義を実施した。（図7参照）
- ⑩「インターンシップガイド2017」（三重大学キャリア支援センター）の作成にあたり、本学の地域人材教育開発機構と連携し、インターンシップに参加する学生が相手先企業に提出する「誓約書」の文面の一部修正を行った。

## 4) 事例把握、情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）

- ①本学と同じく産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）受託機関である名古屋大学と、定期的な打ち合わせを実施した。（平成28年4月12日、6月2日、6月28日、7月21日、8月9日、8月30日、10月3日、12月19日、1月11日、1月30日、2月9日、2月21日、3月1日、3月16日の計14回）
- ②受託機関5大学・文部科学省合同会議を実施した。（平成28年7月29日、平成29年3月1日）
- ③受託機関5大学合同会議を実施した。（平成28年11月2日）
- ④豊橋商工会議所にて開催された「第18回東海地区知財実務者情報交換会」において、本学の取組みを紹介するとともに、東海地区の国立大学の知財実務者と意見交換を実施した。（平成28年10月20日）
- ⑤秘密情報管理に関して企業が大学に求めていることを把握するために、平成27年度に本学と共同研究等を実施した企業・機関を対象に「本学の秘密情報管理体制等に関する企業アンケート」を実施した。（平成28年12月～平成29年1月）

### 3. モデルの改善について

#### 3-1. 得られた知見、提言

外部評価委員会および評価会議を4回（平成28年7月14日、10月17日、平成29年1月12日、3月27日）開催し、これらの会議において外部評価委員等から秘密情報管理に全般に係る提言の他、本学が策定・制定に取り組んだ産学官連携における秘密情報管理ポリシー・規程に係る提言、秘密情報管理の運用に係る提言、産学官連携の相手先との契約に係る提言などが寄せられ、多くの重要な知見を得ることができた。

詳細は参考資料6を参照。

#### 3-2. 実践して得られた課題および今後に向けた改善点

本学では、秘密情報管理に係るチェックシートの提出を学内の教職員のみではなく相手先企業に対しても義務付けているが、一部の企業からはチェックシートを提出させる意義が分からないとの意見が寄せられた。これについては、チェックシートの意義を改めて丁寧に説明するとともに、チェックシートの活用方法の見直し（例えば、チェックシートを用いて、「秘」で管理すべきものか「厳秘」で管理すべきものかといったような企業側の意思確認を行う等）が必要と考えられる。

また、秘密保持契約や成果有体物移転契約（MTA）の締結時においてもチェックシートを用いたモニタリングを行うことを計画しているが、本学ではNDA・MTAの締結手続きが学内で一元化されておらず、「研究者が相手先企業と単独で契約を締結するようなケースを拾い上げるのが難しい」といったことが課題となっている。この「契約マネジメント」については、産学官連携における新たなリスクマネジメントとして次年度以降に取り組む予定である。

本学で策定を進めている産学官連携における秘密情報管理規程では、各研究代表者が秘密情報を「原簿」を用いて管理することを定めている。この原簿の様式の検討を進めているところであるが、本学の規程は管理対象とする秘密情報に「文書」だけではなく「成果有体物」も含まれているため、コンピュータによる出力結果や試薬など、連続的に増減（場合によっては消滅）するものをどのように原簿管理するかが課題となる。

## 4. モデルの普及について

### 4-1. モデルの普及のための取組み状況

- 1) 平成28年11月2日-3日に、本学主催、名古屋大学共催で「産学官連携リスクマネジメント（技術流出防止マネジメント）実務者研修会」を開催した。この研修会では、まず本学と名古屋大学が、それぞれ中小規模大学と大規模大学のモデルとして、秘密情報管理に係るそれぞれの取組を紹介・解説した。次に、中小規模大学と大規模大学で分けた分科会を実施し、各分科会において

議題1. アカデミック・フリーダムとのバランスについて

議題2. 濃淡管理について

議題3. 大学内における理解について

議題4. 管理体制について

議題5. 学生の秘密保持義務について

議題6. 教職員の異動への対応について

という6議題について、グループ討議を行った。最後に、参加者全員が集まって分科会の報告と全体討議を行った。本研修会には全国から49機関（国立29、公立2、私立14、その他4）、64人（国立42、公立2、私立16、その他4）の参加があり、終了時に実施したアンケートでは、「本研修会の内容が今後の各大学での体制構築に役立つか」という問いに対して、95%の参加者から「役立つ」または「おそらく役立つ」との評価を得た。

- 2) 平成29年3月1日に、文部科学省主催、本学と東京医科歯科大学共催で「平成28年度産学官連携リスクマネジメントモデル事業シンポジウム」を開催し、本学は企画・運営を担当した。本シンポジウムには全国から53機関、70人の参加があり、終了時に実施したアンケートでは、「本シンポジウムの内容が今後の各大学での体制強化に役立つか」という問いに対して、97%の参加者から「役立つ」または「おそらく役立つ」との評価を得た。

- 3) 技術流出防止マネジメント体制を構築しようとしている大学の実務担当者を対象とした、「大学における技術流出防止マネジメント体制構築マニュアル 第二分冊 本部集約型マネジメントモデル」を作成した（平成29年3月完成、第一分冊は名古屋大学が作成）。本マニュアルは、電子版をリスクマネジメント室WEBサイト（<http://www.crc.mie-u.ac.jp/rm/>）で公開し、冊子体の全国の大学等への配布の準備も進めている。

### 4-2. 普及活動により得られた課題、知見、ノウハウ

4-1. 1) の実務者研修会の終了時に実施したアンケートにおいて、議題1～議題6および「啓発・教育について」のうち、「参加者の大学において産学官連携に係る秘密情報管理を実施する上で、どれが特に重要な課題になると思われるか」を質問したところ、「議題3. 大学内における理解について」を挙げた回答者が最も多かった（複数回答可の質問で回答者の70%が選択）。分科会での議論においても、「整備するにしても経費が掛かるので、国・文科省の方針・指針としてやらなければいけない状況にし、トップにスタンスを決めてもらうことが必要である。」という意見が挙げられた。

分科会で挙げられた課題・知見等の詳細は、参考資料7を参照。